

鹿沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改
正について

次のように改める。

令和 8 年 2 月 16 日提出

鹿沼市長 松 井 正 一

鹿沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

鹿沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 15 年鹿沼市条例第 29 号）の
一部を次のように改正する。

第 19 条第 1 項中「の調査」の次に「(以下「生活環境影響調査」という。)」を加
え、同条第 2 項中「。以下「施設」という」を削り、同条第 4 項及び第 5 項中「市
役所」の次に「、環境クリーンセンター」を加え、同条の次に次の 1 条を加える。

（災害廃棄物処分受託者による生活環境影響調査結果の縦覧等）

第 19 条の 2 市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者（以下
この条において「災害廃棄物処分受託者」という。）は、一般廃棄物処理施設のう
ち特定の施設の設置を栃木県知事に届け出るときは、法第 9 条の 3 の 3 第 2 項の
規定により生活環境影響調査結果書を市民の縦覧に供しなければならない。

2 前項の特定の施設とは、前条第 2 項に規定する施設とする。

3 災害廃棄物処分受託者は、第 1 項の規定により生活環境影響調査結果書を市民
の縦覧に供しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

4 市長は、前項の規定による届出があったときは、次に掲げる事項を公告するも
のとする。

(1) 生活環境影響調査結果書の縦覧の場所及び期間

(2) 意見書の提出先及び提出期限

5 生活環境影響調査結果書の縦覧の場所は市役所、環境クリーンセンターその他
市長が指定する場所並びに災害廃棄物処分受託者の市内の事務所又は災害廃棄
物処分受託者が利用できる市内の施設とし、その縦覧の期間は縦覧する旨の公告

をした日の翌日から起算して1月間とする。ただし、災害の状況等を勘案して市長が必要と認めるときは、縦覧の期間を短縮することができる。

- 6 意見書の提出先は市役所、環境クリーンセンターその他市長が指定する場所並びに災害廃棄物処分受託者の市内の事務所又は災害廃棄物処分受託者が利用できる市内の施設とし、その提出期限は生活環境影響調査結果書の縦覧の期間の満了日の翌日から起算して2週間を経過した日とする。ただし、災害の状況等を勘案して市長が必要と認めるときは、意見書の提出期限を短縮することができる。

第20条第1号及び第2号中「施設」を「第19条第2項に規定する施設」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定は、災害廃棄物処分受託者が生活環境影響調査を実施した地域に他の市町村の区域が含まれている場合に準用する。この場合において、同項中「市長」とあるのは「災害廃棄物処分受託者」と、「第19条第2項」とあるのは「第19条の2第2項」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。